

2019年度 科目等履修生 履修可能科目 講義概要

※必修科目を履修できるのは「単位を必要としない者」のみとなります。

学期	単位	科目名	必修科目	教員名	講義概要
前期	2	管理会計Ⅰ	○	小倉 昇	現代の管理会計は、業績管理会計とコスト・マネジメント、それ以外の管理目的のための会計情報の利用に区分できる。「管理会計Ⅰ」では、会計情報を利用する部門別業績管理の手法について講義する。現代企業の組織管理は部門予算と総合予算を組み合わせた予算システムを基盤に行われている。講義の前半では、予算管理の基本的な考え方、事業部制などのプロフィットセンターに予算管理を適用する際に必要な社内振替価格や共通費の配分の方法など基礎知識を説明し、後半では、SBU(戦略事業単位)、バランスト・スコアカードなど戦略マネジメントへの管理会計の適用について学ぶ。
前期	2	管理会計Ⅰ	○	小倉 昇	現代の管理会計は、業績管理会計とコスト・マネジメント、それ以外の管理目的のための会計情報の利用に区分できる。「管理会計Ⅰ」では、会計情報を利用する部門別業績管理の手法について講義する。現代企業の組織管理は部門予算と総合予算を組み合わせた予算システムを基盤に行われている。講義の前半では、予算管理の基本的な考え方、事業部制などのプロフィットセンターに予算管理を適用する際に必要な社内振替価格や共通費の配分の方法など基礎知識を説明し、後半では、SBU(戦略事業単位)、バランスト・スコアカードなど戦略マネジメントへの管理会計の適用について学ぶ。
後期	2	管理会計Ⅱ	○	小倉 昇	現代の管理会計は、業績管理会計とコスト・マネジメント、それ以外の管理目的のための会計情報の利用に区分できる。「管理会計Ⅱ」では、コスト・マネジメントを中心に種々の経営管理問題にコスト情報を利用する手法について講義する。コスト情報を利用した経営管理技法を総称して原価管理(コスト・コントロール)またはコスト・マネジメントと呼ぶ。伝統的な原価管理は、原価計算情報を利用して業務プロセスの管理を行うものであり、標準原価計算や部門別費用予算が中心的な技法として用いられた。また、コスト・マネジメントは、製品やサービスを提供するコストそのものを下げることを目的としてコスト分析を行うことであり、原価企画、活動基準原価管理、ライフサイクル・コストリング、品質コスト・マネジメントなどの技法が用いられる。「管理会計Ⅱ」では、これらの中で、重要なものを取り上げる。
後期	2	管理会計Ⅱ	○	小倉 昇	現代の管理会計は、業績管理会計とコスト・マネジメント、それ以外の管理目的のための会計情報の利用に区分できる。「管理会計Ⅱ」では、コスト・マネジメントを中心に種々の経営管理問題にコスト情報を利用する手法について講義する。コスト情報を利用した経営管理技法を総称して原価管理(コスト・コントロール)またはコスト・マネジメントと呼ぶ。伝統的な原価管理は、原価計算情報を利用して業務プロセスの管理を行うものであり、標準原価計算や部門別費用予算が中心的な技法として用いられた。また、コスト・マネジメントは、製品やサービスを提供するコストそのものを下げることを目的としてコスト分析を行うことであり、原価企画、活動基準原価管理、ライフサイクル・コストリング、品質コスト・マネジメントなどの技法が用いられる。「管理会計Ⅱ」では、これらの中で、重要なものを取り上げる。
後期	2	管理会計事例研究Ⅰ		小倉 昇	管理会計事例研究Ⅰでは、企業価値と会計情報の関係について、実際企業の株価と決算数値を使ったケーススタディを行い、種々の企業価値モデルの有効性と問題点について学ぶ。1980年代から1990年代にかけて、世界的な規模で企業価値に対する関心が高まり、数多くの企業価値の推定方法が提案された。それらの中には、伝統的な経営分析の手法を踏襲した倍率法(マルチプル法)、株式市場における株価の変動を参照するマーケット・アプローチ、会計数値の将来予測を利用するインカム・アプローチなどがある。これらのうち会計情報を利用した企業価値モデルについて基本的な知識を身に着けるとともに、日本企業のデータを企業価値モデルに適用して会計情報の有用性について考える。
前期	2	財務管理Ⅱ(金融資産評価)		小倉 昇	財務管理は、企業財務(Corporate Finance)ともいわれ、組織の運営に必要な資金を調達し、また、組織活動の結果生み出された資金や次の投資機会を待つ間蓄積しておかなければならない余剰資金を有効に運用することを指す。財務管理という機能は、営利組織だけでなく、非営利組織においても、重要な役割を担っている。財務管理には、資本市場と組織との関係を分析して最も有利な資金調達の手段や資金運用の手段を選択するという対市場的な側面と、組織の内部で資金の過不足を予測し保有資金を適切な水準に維持するという内部管理的な側面をもつ。「財務管理Ⅱ」では、内部管理的側面を中心に、ALM(Asset and Liability Management)の視点から資産と負債の評価について理解を深めることを目的に講義を行う。
後期	2	管理会計事例研究Ⅰ		金田 勇	管理会計は、企業内部のさまざまな会計情報に基づいて構築された企業活動の管理システムである。本授業では、管理会計の仕組みが出来上がっている企業が、どのように効果的に管理しているのかを学習する。なお、本授業の内容は、大企業の管理会計を中小企業向けに応用していくことも意識して進めていく。
前期	2	租税法事例研究Ⅲ		金田 勇	本講義では、租税法に関する法解釈が争われる税務訴訟の事例を取り上げて、納税者と課税庁の主張及び争点を整理し、どのような観点から裁判所の判断が行われているのかなどを分析することによって、租税法の解釈の仕方を学習していく。そのためには、受講生は予め授業で議論する事例の概要、当事者の主張、争点、裁判所の判断、評釈などを予習して出席することが求められる。なお、税務訴訟の事例としては、法人を巡る最新の税務訴訟事例について、出来る限り講義に反映させていくように工夫する。
前期	2	財務会計Ⅰ	○	小西 範幸	本講義は、公認会計士(米国および英国の会計士も含む)、税理士、国税専門官、アドバイザー業務、あるいは企業内のIR部、広報部、CSR部などの会計に関わる仕事に就きたい学生諸君に最適である。財務会計は会計関連科目全体の基礎をなす重要な科目である。それは、資本市場経済を支える企業の活動状況を理解する上で、さらには、それを集約して利害関係者に伝達する手段である財務報告(主には財務諸表)を正しく理解する上で不可欠な知識である。本講義においては、とりわけ健全なアカウントティング・マインドの基礎形成に資するよう、経済社会の重要なインフラストラクチャーである会計基準の解説とその理論的なフレームワークを中心に説明していく。そこでは、今日の市場経済社会の国際的な動向を踏まえるだけでなく、日本基準とIFRSの両面から基本的な事項に関して学習する。また、会計情報は数値と記述的な説明から提供されるものであることから、実践的な理解ができるように、有価証券報告書やアニュアル・レポートの検討、ならびに演習問題を積極的に活用していく。本講義の内容は、公認会計士試験や税理士試験の出題範囲を網羅している。

学期	単位	科目名	必修科目	教員名	講義概要
後期	2	財務会計 I	○	小西 範幸	財務会計は会計関連科目全体の基礎をなす重要な科目である。それは、資本市場経済を支える企業の活動状況を理解する上で、さらには、それを集約して利害関係者に伝達する手段である財務報告(主には財務諸表)を正しく理解する上で不可欠な知識である。本講義においては、とりわけ健全なアカウントング・マインドの基礎形成に資するよう、経済社会の重要なインフラストラクチャーである会計基準の解説とその理論的なフレームワークを中心に説明していく。ここでは、今日の市場経済社会の国際的な動向を踏まえなければならず、日本基準とIFRSの両面から基本的な事項に関して学習する。また、会計情報は具体的数値と記述的な説明から提供されるものであることから、実践的な理解ができるように、有価証券報告書やアニュアル・レポートの検討、ならびに演習問題を積極的に活用していく。本講義の内容は、公認会計士試験の出題範囲の要旨(財務会計論)の1と2, 4~10を中心とし、必要に応じて12~18についても取り上げる。
前期	2	税務会計	○	小林 裕明	本講義は、税務会計の総論及び各論により構成される。総論では、確定決算主義に基づく課税所得計算のメカニズムを概説する。各論では、益金取引及び損金取引について、これらを構成する各項目に沿って授業を展開する。各論においては、当該益金・損金規定の成り立ちや企業会計の損益計算との差異に着目しながら、所得計算の体系的な理解を目指す。法人税法は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準(公正処理基準)」を基礎に税法固有の要請に基づく調整計算を実施する。本講義では、企業会計の損益計算と法人税法の所得計算との対比を念頭に置きながら進行する。
後期	2	租税手続法		小林 裕明	国税通則法は、各税目に共通する手続を総合的に定めている。実体規定に基づく課税標準の算定理論だけではなく、納税者、税務当局双方にとって基礎的な権限・義務関係や手続・手法を学習することは、会計・税務の専門家を目指す諸氏にとって重要であり、実務への役立ちも大きいと思われる。本講義は、国税通則法の規定を通観し、租税手続の基礎を習得するものである。
前期	2	租税法事例研究 II		小林 裕明	本講義では、近年の課税訴訟の判決を題材として、そこで述べられている裁判所の判断の論理的筋道について考察する。判決は、法人税法の課税事例を中心に取扱うが、その他税目の課税事例についても実務に影響を及ぼすような重要な司法判断が数多くなされていることから、本講義において近年の重要判決を取扱う。なお、受講生は課題判決文を読み、事件の概要、当事者の主張、裁判所の判断についてあらかじめ把握してから授業に臨むことが求められる。
前期	2	国際租税法		駒宮 史博	交通・通信技術の発達に伴い、企業の経済活動は国境を越え、グローバルに展開されるようになってきている。その一方、複数の国における経済活動には、同一納税者の同一所得に対して複数の国から課税を受ける二重課税のリスクや国際取引を通じた脱税や租税回避などの問題を常に伴っている。こうした国際取引に伴う課税上の問題について対処するのが国際租税法の学問分野である。この講義では、主として国際的課税防止のために二国間で締結されている租税条約と、国際的な租税回避に対処するために導入されている移転価格課税制度やCFC税制等について概説する。
後期	2	所得税法		駒宮 史博	この講義では、日本の主要な税目の一つである所得税制度と関連基本判例の内容を紹介し、課税の公平、中立、簡素などの税法における価値概念や社会通念がどのような形で条文規定や解釈に反映されているのかを解説する。その際、米国の所得税法や判例と比較する形で、現行制度と異なる選択肢としてどのような制度が考えられるかや税の公平に関する社会通念の国による違い等を示す。
後期	2	租税法事例研究 II		佐藤 正勝	1. 大きなテーマは4種類！この授業の目的は、事例に自らぶつかることによって、実務の現場での対応力を養うことにある。したがって、どのような事例を扱うかという問題、すなわち、授業で扱う事例の範囲、内容、種類等に関して、実務の現場で問題となるような事例を扱うこととなる。このことを数行すると、次のようになる。例えば現象面に着目すると、①人の移動と国際税務、②対外支払いと国際税務、③租税回避と国際税務、④タックス・ヘイブンプラン対策税制、移転価格税制、関連者間取引等と国際税務、⑤恒久的施設、事業所得、帰属主義、その他の問題と国際税務、などが考えられる。次に、国際税務の概念・用語に着目すると、①居住者・非居住者の区分に関する事例、②国内源泉所得・国外源泉所得の区分に関する事例、③源泉徴収の是非に関する事例、④非居住者・外国法人課税の内容に関する事例、⑤租税条約の適用例、⑥各種国際的租税回避防止措置の適用に関する事例、⑦関連者グループの利益の母国還流に関する事例、等の分類が可能である。さらに、適用される法令に着目すると、①租税条約(123か国とのそれぞれの条約)・二重課税防止条約、租税条約等実施特例法の解釈・適用に関する事例、②国内税法のうた、国際税務に関する法令(所得税法、法人税法、租税特別措置法、租税条約等実施特例法の解釈・適用)に関する事例、③所得課税に関する事例を扱うので、法令も所得課税に関する法令を調べることになる。以上を踏まえ、本年度のテーマを、次の4グループとする。【本年度のテーマ】(1) [テーマ1] 人の移動と国際税務—給与・役員報酬等事例—(2) [テーマ2] 対外支払いと国際税務—源泉徴収事例—(3) [テーマ3] 租税回避と国際税務—TH対策税制、移転価格税制、関連者グループ間取引等に関する事例—(4) [テーマ4] 恒久的施設、事業所得、帰属主義、その他の問題—困難事例—(注) 原則として、各回の発表事例は、各班が、前述4つのテーマに属する事例を一つずつ選ぶこととする。ただし、履修生が特に関心をもつテーマを是非発表したいという希望があれば、4つのテーマのそれぞれから一つずつ事例を決定する必要性は必ずしも、ない。例えば、テーマ1とテーマ2から事例一つずつ、テーマ3から事例2つを選んで合計4つの事例でもよい(すなわちその場合は、その班は、テーマ4の事例を発表しないことになる)。2. グループ内で議論し、解決して視野を広げる！事例研究の運営方法は、次のとおりである。グループごとに事例「各回一つ」を選び、グループ内で検討し、全員の前で発表を行い、事案解決の方向性を探るという形で行う。どの班にどの履修生が入るかは、初回授業時に、先生が履修生のバックグラウンドや知識、経験をもとに、決定する。一つの班の人数は、可能な限り、3人〜5人程度の履修生で構成されることが望ましい(本講義は合計3つの班から構成する予定なので、一つの班3人として、3つの班で合計9人の履修生から構成される)。同じ一つの班に属する履修生は、授業時以外の時間にも事例の検討をともに行うことになるので、連絡手段を初回時に、確保しておくことが必要である。進行は、具体的には、各班ごとに一つの事例について検討会を実施し、発表資料を作成し(同時に先生あてmasakatusato@cc.aoyama.ac.jpにも同じものメールしておく。先生にメールする時期は原則、発表日の前日24時までに)、印刷し、履修生全員に当日配付し、発表する。なお、プロジェクターまたは映写機がある場合には、必要に応じて、プロジェクター等に投影しながら、発表等を行う。この場合、合同研からパソコンを借り発表する。教室で設定する作業等が必要となる。合計15回の授業は、次の(1)及び(2)の2つに分かれる。(1) 第1回授業～第12回授業まで：① 合計4つのテーマに関連する事例を検討し、発表し、議論し、まとめる。② 一つのテーマにつき、3回の授業で、(基礎知識の授業→事例決定→検討→発表まで)を終了する。(注1) したがって、4つのテーマがあるので、4×3回=12回の授業が必要となる。合計3回の授業でそのテーマに関する基礎知識等の情報を得、2回の授業で班ごとに検討し、3回目の授業で発表し、議論し、まとめる。なお、発表は、一つの班で一つの事例のみである。仮に、本年度は、合計3つの班があったとすると、(各グループの中の3回目の授業90分間の)発表には、合計3事例が発表されることになる。(2) 第13回授業～第15回授業まで：履修生各自が自ら選択したテーマの範囲に属する(注)事例一つを、自ら作成し、その解答を自ら検討し、自分ひとりで発表を行う(注)。注意点は、レポートの作成にあたり、(注)基本的に自分の力だけで(注)作成し、レポートを提出し、発表する(注)点である。なぜなら、第13回授業～第15回授業の目的は、その直前までの12回で培った知識、技術が個々の履修生の中での程度蓄積されたか、蓄積されたその知識・技術は事業処理に効果的につながるような形で、しっかりと身についたものとして、アウトプットできる状態にまで、高まっているかを見る点にある。(注)他の履修生と全く議論してはいけない、ということではない。レポートの解答を教えてもらうための議論は、してはいけないが、レポートを作成するための助言やコメントをもらうことは、むしろ、推奨される。取り上げる事例は、教員が用意した事例の中から選ぶのでも、また、履修生自らが事例を用意するのでも、いずれでもよい。ただし、事例を履修生自身が作ってその解決を試みるという方法は、推奨し難い。なぜなら、事例を作成することができるという点、その分野に関して知識がある程度備わっているという証左だからである。事例を一から作ることが難しいのであれば、自分が業務上かかわっている事例を取り上げるのが推奨される。それも難しい場合には、訴訟事例(国税不服審判所の裁判事例を含む)を取り上げるのもよい(注)。なお、訴訟事例を取り上げる場合は、その事例で解釈が争われた文言(税法条文の規定)はどの文言であったか、を調べて、その文言の意味を、検討して、その文言の意味を、検討して、発表するようになる。また、訴訟事例等事件には、例えば、次のようなものがある。ヤフー事件、IBM事件、武富士事件、LLC事件、LPS事件、レボ取引事件、ガンジー島事件、外国税額控除適用事件、タックス・ヘイブンプラン対策税制関連事件(グラクソ、素材加工等)、移転価格課税関係事件(日本住友電子製造事件、アドビ事件等)、ガイダンス事件、オープン・シャールディング事件、フィルムリース事件、アマゾン事件等 事例は、基本的に、班内で議論して決定する(その班内で発表者を決めて、その発表者に任せるという方法でも、基本的には構わないが)。しかし、他方、すでに解答が用意されているようなもの、すなわち、解答を移記すれば、済んでしまうようなものは、禁止である。なぜなら、そのような事例は、解決作業の訓練にも、思考の訓練・議論を深める訓練にもならないからである。なお、どの事例にするかの決定にあたり、必要なコメント、ないし、サジェッションを先生から得ると、効率的・効果的になる場合がある。発表回数や何回になるかは、履修生の数に応じて異なる。履修生の数が多い場合には、一人当たりの発表回数は少なくなるが、履修生の数が少ない場合には、発表回数は、少し多くなる。班ごとに発表してもらう形をとると、履修生は、(検討にあたっては、全員主体的に、積極的に参加することは当然であるが)発表に関しても、必ず1回は、主体的な発表を行うようにしてもらいたい。発表の経験を積むことは、実務に就くにあたり、重要な点である。なお、ある班が発表する場合、他の班は、積極的に、質問をし、議論することが授業の効果を上げるためには、必須である。その理由は、多様な視点、価値観、見方、解法を知ることによる点にある。注意：本授業の特徴は、履修生各自が、(第12回授業までの授業で培った知識・技術を用いて)質の高いレポートを作成させることを、最終的な目的としている点にある。したがって、レポート発表は重要である。ところで、レポート発表は、最終の合計3回(第13回、第14回目及び第15回目)の授業において実施するのである。

学期	単位	科目名	必修科目	教員名	講義概要
前期	2	租税法総論		佐藤 正勝	<p>本講義の範囲は、租税法全般ではあるが、初学者を対象とするので、基礎概念の理解が中心となる。ただし、法人税法では・・・、所得税法では・・・、消費税法では・・・等の個別税目の話ではなく、各税目に共通するもののうち、実体法に属する事項について、解釈論を中心に据えて講義する。例えば、事実認定、法解釈などの意義と考え方、それぞれの相互関係、・・・などである。なお、立法論には深入りしない。以上のことから、教科書をそのまま読んで進めるという講義はしない。むしろ、考える力の養成の練習をする。例えば、今、取り上げられていることは何か、それは全体の中でどのように位置付けられるか、それにはどのような問題点があるか、それを解決するためにとるアプローチとして何が最適か、などをなるべく意識して、双方向の授業ができることが理想である(なぜなら、現場に出てから問題となるのが、このような力からである)。下記の使用教材、すなわち、テキスト(佐藤正配付資料「租税法総論」等)と参考書(金子宏著「租税法」)の予習は必須であり、これを前提に進める。復習は、手と眼と音声と絵、図解を多用して、授業で取り上げられたことを脳裏に刻むという練習をどのくらい我慢して実行できるか、が決定的に(人生にも)重要である。予習、復習で身につけている知識が十分か、を質問やチェックテストで把握し、履修生自らも認識してもらおう。そして、重要なことは、その知識を目の前の事案に適用して解決する力を養成することなので、そうした練習問題をなるべく多く実施する形、すなわち、実践型、応用型の授業としたい。その目的のために、毎回前回までの知識が記憶されているかのチェック・テスト(確認テスト)を実施するとともに、主として論文を書くために必要な思考力等をつけるための宿題を毎回出す。したがって、復習は特に本講義では、重要視している。なお、第14回目と第15回目に予定している「裁判例を読む」の講義内容は、税法修士論文を書くうえで、重要である。しかも、修士論文の作成の準備は、1年の前期の4月から開始する。ところで、第14回目と第15回目の講義は、7月に入ってから、すなわち、遅い時期に行われる。しかし、講義の最初の段階から必要な知識でもあることから、第14回目と第15回目の授業を先取りして、第1回目の租税法総論の講義から、判決文の読み方、法的三段論法、問題の探し方、等々を少しずつではあるが、加味した講義をする予定である。下記のスケジュールは、法的考え方や論理的に考える力の養成目的の時間をどれくらいとるか、確認テスト等の結果、補いの説明等が必要となる度合いに応じて、若干進行が前後する予定である。</p>
前期	2	企業法Ⅰ(会社法)		重田 麻紀子	<p>現代の市場経済を支える会社、とりわけ株式会社をめぐる法的ルールを定める会社法について講義形式で進める。本講義では、会社法の中でも、会社の意義・種類、株式会社の設立、株式、資金調達(新株発行・社債)に関する諸制度を対象とする。会社法は範囲が広く、採り上げるべき論点が多いが、まずは1つ1つの制度内容とその制度趣旨を基礎から説明する。達成目標にもあるように、受講者において会社法の基礎的な制度の理解を確実にし、その上で、株式会社における利害関係者間の利害調整の考え方を学び、会社法を貫く基礎理論を修得してほしい。また、現実の企業社会の動向・トピックスを適宜示るので、会社法と実務との関連についても認識を深めてもらいたい。</p>
後期	2	企業法Ⅰ(会社法)		重田 麻紀子	<p>現代の市場経済を支える会社、とりわけ株式会社をめぐる法的ルールを定める会社法について講義形式で進める。本講義では、会社法の中でも、会社の意義・種類、株式会社の設立、株式、資金調達(新株発行・社債)に関する諸制度を対象とする。会社法は範囲が広く、採り上げるべき論点が多いが、まずは1つ1つの制度内容とその制度趣旨を基礎から説明する。達成目標にもあるように、受講者において会社法の基礎的な制度の理解を確実にし、その上で、株式会社における利害関係者間の利害調整の考え方を学び、会社法を貫く基礎理論を修得してほしい。また、現実の企業社会の動向・トピックスを適宜示るので、会社法と実務との関連についても認識を深めてもらいたい。</p>
前期	2	企業法Ⅱ(会社法)		重田 麻紀子	<p>現代の市場経済を支える会社、とりわけ株式会社に関する法的ルールを定める会社法について講義形式で進める。本講義では、会社法の中でも、株式会社の機関(ガバナンス)、組織再編(M&A)に関する諸制度を対象とする。会社法は範囲が広く、扱うべき論点も多いが、各制度ごとに個々の法ルールとその趣旨、重要判例における規範を取り上げて解説する。受講者においては、会社法の体系的・基礎的な理解を確実にしてもらい、株式会社における利害関係者間の利害調整の考え方を学び、会社法を貫く基礎理論を習得してほしい。また、現実の企業社会の動向・トピックスを適宜提供するので、実務と結びつけながら会社法への関心を一層深めてもらいたい。</p>
後期	2	企業法Ⅱ(会社法)		重田 麻紀子	<p>現代の市場経済を支える会社、とりわけ株式会社に関する法的ルールを定める会社法について講義形式で進める。本講義では、会社法の中でも、株式会社の機関(ガバナンス)、組織再編(M&A)に関する諸制度を対象とする。会社法は範囲が広く、扱うべき論点も多いが、各制度ごとに個々の法ルールとその趣旨、重要判例における規範を取り上げて解説する。受講者においては、会社法の体系的・基礎的な理解を確実にしてもらい、株式会社における利害関係者間の利害調整の考え方を学び、会社法を貫く基礎理論を習得してほしい。また、現実の企業社会の動向・トピックスを適宜提供するので、実務と結びつけながら会社法への関心を一層深めてもらいたい。</p>
後期	2	企業法Ⅳ(商取引法)		重田 麻紀子	<p>商人とは、商取引を計画的かつ継続的に展開することで専ら営利を追求していく法主体である。本講義が対象とする商法は、営利主体としての商人が営業活動を持続させていくために必須の又は有用な組織や取引ルールを定めた法律である。よって、商法を学ぶ際には、商人の効率的な営利活動を支えるために必要な法ルールはどのようなものであるかを考える視点を養うことが大切である。商法という法典は大きく3つ(総則、商行為、海商)に編別されている。本講義では、そのうち、総則及び商行為を取り上げる。総則の分野では、商法の適用対象となる商人・商行為概念、企業の人的・物的設備、商業登記、営業譲渡を取り上げ、商行為の分野では、商取引法の特則、商法の特殊な契約などを踏まえ、商取引の各論として、代理商、仲立営業、問屋営業、運送営業(陸上・海上・航空)、倉庫営業、場屋営業など各種営業における法律関係を中心に解説する。なお、2019年4月1日から運送営業に関する改正法が施行され、2020年4月1日には民法債権法改正に伴う商取引の特則に関する改正法が施行される予定であるので、これらを前提に講義を進める。</p>

学期	単位	科目名	必修科目	教員名	講義概要
前期	2	企業法事例研究Ⅱ		重田 麻紀子	本講義では、会社法の解釈をめぐって実際に発生した紛争事例を取り上げて、裁判所がどのように問題点を解釈し、法を適用・運用しているかについて学ぶ。判例は、法律を事実適用し、その規範的意味内容を具体化するものであるから、それ自体が一つの「生きた法」である。したがって、判例の説示する解釈論について理論的に、時には立法論的に検証することで、会社法の理解をより深化させることが可能となる。また、実際の事例を通じて、企業が直面する問題や企業社会・経済社会が抱えている課題を発見し再認識することもできよう。なお、本講義は、毎回、履修者が指定された判例を報告し、それに基づいて全員で検討するスタイルをとる。
前期	2	企業法総論	○	重田 麻紀子	現代の経済活力の源泉は、株式会社を中心とした企業組織が繰り広げる取引活動にある。会社法とは、会社が健全に組織を運営し、持続的に対外的な経済活動を行うために必要な制度・仕組みを集約した究極の組織法である。したがって、会社法は、上場企業から中小企業に至るまで、すべての会社企業の経営にとって共通の基礎となる法ルールである。そして、会社法が定めるさまざまな制度は、会社を取り巻く利害関係者の調整を主眼として成り立っており、円滑な商取引と経済社会の発展に対して、会社法が果たす役割は大きい。本講義では、会社法を初めて学ぶ受講者が、半期の短い時間でボリュームのある会社法を一通り学べるように、会社法全般をできる限り網羅的に解説する。テーマに関連した新聞記事も適宜配布するので、会社法と経済社会との密接な関連性も意識しながら学習を進めてもらいたい。
後期	2	企業法総論	○	重田 麻紀子	現代の経済活力の源泉は、株式会社を中心とした企業組織が繰り広げる取引活動にある。会社法とは、会社が健全に組織を運営し、持続的に対外的な経済活動を行うために必要な制度・仕組みを集約した究極の組織法である。したがって、会社法は、上場企業から中小企業に至るまで、すべての会社企業の経営にとって共通の基礎となる法ルールである。そして、会社法が定めるさまざまな制度は、会社を取り巻く利害関係者の調整を主眼として成り立っており、円滑な商取引と経済社会の発展に対して、会社法が果たす役割は大きい。本講義では、会社法を初めて学ぶ受講者が、半期の短い時間でボリュームのある会社法を一通り学べるように、会社法全般をできる限り網羅的に解説する。テーマに関連した新聞記事も適宜配布するので、会社法と経済社会との密接な関連性も意識しながら学習を進めてもらいたい。
前期	2	ディスクロージャー制度		多賀谷 充	わが国の証券取引や証券市場の生成と発展、証券取引法から金融商品取引法への変遷、投資者保護の意義を明らかにする。その上で、証券発行にかかるディスクロージャー制度について、発行開示制度、流通開示制度、公開買付制度、大量保有制度の概要と開示事項を説明するとともに、財務情報の作成と信頼性確保に関する法令規制を知る。
前期	2	企業法Ⅲ(金融商品取引法)		多賀谷 充	わが国の証券取引や証券市場の生成と発展、証券取引法から金融商品取引法への変遷、投資者保護の意義、証券発行にかかるディスクロージャー制度全般、公開買付制度、大量保有制度、証券取引の安全確保のための仕組み、不正取引、インサイダー取引規制、罰則、課徴金制度等について理解する。ディスクロージャー制度に関しては、企業法、公認会計士法など関連する周辺領域との相互理解を進める。
後期	2	企業法事例研究Ⅰ		多賀谷 充	有価証券報告書の記載事項の中で財務諸表本体以外の開示情報を題材として、企業内容等の開示府令に基づき開示すべき事項の概要を学んだ上で、各自が開示項目に関する事例の収集及び分析を行い、その結果を発表する。可能であればさらに東証のガバナンス報告書や、企業が任意に開示するCSR報告書などの記載情報も収集して比較する。各自が実際の記載事例を収集して比較検討し特徴や問題点を発表しディスカッションを行う形式で授業を行う。
後期	2	税務会計	○	多賀谷 充	本講義では法人税の計算を中心に講義を行う。法人税は法人の確定した決算を基礎として、法人税法等の規定による調整を経て計算する構造を採っている。したがって、企業会計に基づき作成する損益計算書を基礎としつつも、企業会計と異なる取扱いを規定する「別段の定め」により、法人税独自の益金及び損金という概念を用いて課税所得計算が行われる。このような計算構造について、法人税申告書の別表の作成を通して学習していく。
前期	2	法人税法Ⅰ		多賀谷 充	法人税は会社その他の法人の利益に対して課税される税金として国税の中で主要な税金の一つである。また、国際的に活躍する大企業から中小企業まで多くの企業が対象となり、法人税に関する知識は、税理士や公認会計士という専門家はもとより、企業経営上も必要不可欠なものです。本講義では法人税法について、基礎概念、課税の考え方、所得計算の規定及び手続規定などの基本を講義します。
後期	2	法人税法Ⅰ		多賀谷 充	法人税は会社その他の法人の利益に対して課税される税金として国税の中で主要な税金の一つである。また、国際的に活躍する大企業から中小企業まで多くの企業が対象となり、法人税に関する知識は、税理士や公認会計士という専門家はもとより、企業経営上も必要不可欠なものです。本講義では法人税法について、基礎概念、課税の考え方、所得計算の規定及び手続規定などの基本を講義します。
後期	2	公監査		橋本 尚	営利組織とは異なる公的・非営利組織の組織について、制度、組織、そのガバナンス、財務報告の目的・特性を学び、その上で社会が求める監査のあり方について概要を説明する。今後、さらなる社会的役立ちが期待される会計専門職として当該分野で如何なる貢献ができるか議論する。なお、本講義は、太陽有限責任監査法人からの「寄附講座」として開講するものである。
前期	2	国際会計Ⅰ		橋本 尚	国際会計は、企業活動の国際化、資金調達国際化、多国籍企業の出現などにより新たに展開された企業会計の領域である。会計はビジネス社会における共通言語であり、もともと国という枠に限定される性質のものではないが、社会の制度として定着していく過程で、各国の政治、経済、社会的環境を色濃く反映してきた。こうした会計制度の相違は、財務諸表の国際理解の障害となるものであり、企業活動や資本市場のグローバル化とともに、国際比較可能性を有するグローバル・スタンダードの必要性が高まってきている。本講義においては、国際的な感覚を具えた健全なアカウントティング・マインドの形成に資するように、今日の経済社会の動向を踏まえつつ、質の高い会計基準への国際的コンバージェンスさらには国際財務報告基準のアドプションを究極の目標とする国際会計上の諸問題について、具体的事例を交えながら解説していく。

学期	単位	科目名	必修科目	教員名	講義概要
後期	2	国際会計Ⅱ		橋本 尚	国際会計は、企業活動の国際化、資金調達国際化、多国籍企業の出現などにより新たに展開された企業会計の領域である。会計はビジネス社会における共通言語であり、もともと国という枠に限定される性質のものではないが、社会の制度として定着していく過程で、各国の政治、経済、社会的環境を色濃く反映してきた。こうした会計制度の相違は、財務諸表の国際理解の障害となるものであり、企業活動や資本市場のグローバル化とともに、国際比較可能性を有するグローバル・スタンダードの必要性が高まってきている。本講義においては、国際的な感覚を具えた健全なアカウント・マインドの形成に資するように、今日の経済社会の動向を踏まえつつ、質の高い会計基準への国際的コンバージェンスさらには国際財務報告基準のアドプションを究極の目標とする国際会計上の諸問題について、具体的事例を交えながら解説していく。
前期	2	財務会計Ⅰ	○	橋本 尚	財務会計は会計関連科目全体の基礎をなす重要な科目であると同時に、資本主義経済を支える企業の活動状況、さらには、それを集約して利害関係者に伝達する手段である報告書(財務諸表)を正しく理解する上で不可欠な知識である。本講義においては、とりわけ、健全なアカウント・マインドの形成に資するように、経済社会の重要なインフラストラクチャーである会計基準の解説を中心に、今日の経済社会の動向を踏まえつつ、理論と実務の両面から基本的な事項に関して学習する。また、会計情報は具体的な数値で提供されるものであることから、実践的な理解ができるように、事例の検討や演習問題を積極的に活用していく。
前期	2	財務会計Ⅱ	○	橋本 尚	財務会計は会計関連科目全体の基礎をなす重要な科目であると同時に、資本主義経済を支える企業の活動状況、さらには、それを集約して利害関係者に伝達する手段である報告書(財務諸表)を正しく理解する上で不可欠な知識である。本講義においては、とりわけ、健全なアカウント・マインドの形成に資するように、経済社会の重要なインフラストラクチャーである会計基準の解説を中心に、今日の経済社会の動向を踏まえつつ、理論と実務の両面から基本的な事項に関して学習する。また、会計情報は具体的な数値で提供されるものであることから、実践的な理解ができるように、事例の検討や演習問題を積極的に活用していく。
後期	2	財務会計Ⅱ	○	橋本 尚	財務会計は会計関連科目全体の基礎をなす重要な科目であると同時に、資本主義経済を支える企業の活動状況、さらには、それを集約して利害関係者に伝達する手段である報告書(財務諸表)を正しく理解する上で不可欠な知識である。本講義においては、とりわけ、健全なアカウント・マインドの形成に資するように、経済社会の重要なインフラストラクチャーである会計基準の解説を中心に、今日の経済社会の動向を踏まえつつ、理論と実務の両面から基本的な事項に関して学習する。また、会計情報は具体的な数値で提供されるものであることから、実践的な理解ができるように、事例の検討や演習問題を積極的に活用していく。
前期	2	財務諸表		橋本 尚	本講義は、企業等の財務諸表の作成および理解に必要な会計理論、会計諸規則および諸基準ならびに会計処理手続(現行の会計諸規則および諸基準に関する知識のみでなく、それらの背景となる会計理論や代替的な考え方も含む)といった財務会計に関する基本的な知識を習得することを目的としている。とりわけ、財務諸表に焦点を当て、財務諸表の作成および表示をめぐる基本的論点に関する受講生の理解を深めていきたい。また、本講義においては、企業情報という広範な枠組みの中で、財務報告および非財務報告の両面から企業が提供する情報の充実・改善を図っていく必要があるという基本的な認識に立って、財務報告の中核をなす財務諸表の作成および表示をめぐる議論について、今日の経済社会の動向を踏まえつつ、理論と実務の両面から基本的な事項に関して学習していく。
前期	2	内部監査		橋本 尚	内部監査は、企業の目的達成に貢献するため、一般的には企業の従業員によって行われる、企業の内部統制、リスク・マネジメント等の活動の有効性を評価(保証)し、それらを改善するための提案をする監査である。まず、内部監査が、企業内部でどのように位置付けられ、どのような活動を行っているのか、また行うべきであるのかについて、内部監査と内部統制、リスク・マネジメントおよびコーポレート・ガバナンスの関係を踏まえて解説する。次に、内部監査人協会(IIA)の「内部監査の専門職的実施の国際基準」を含んだ「専門職的実施の国際フレームワーク」を紹介する。そして、有効な内部監査であるため、内部監査人および内部監査組織が備えるべき要件と内部監査の管理体制、さらに内部監査プロセスの全体像を体系的に説明する。その上で、様々な業種での内部監査のケースを紹介し、最後に内部監査の国際的な潮流について検討する。なお、本講義は、一般社団法人日本内部監査協会からの「寄附講座」として開講するものであり、以下のゲストスピーカーの協力を得て実施する。土屋一喜(第1・15回)、南部芳子(第2回)、川口 潤(第3・4回)、堺 咲子(第5～8回)、加藤尚久(第9回)、根本正(第10・11回)、金富正道(第12回)、小島伸丈(第13回)、原 千草(第14回)。
前期	2	会計基準Ⅰ		久持 英司	本講義は、平成31年(2019年)1月に公認会計士・監査審査会より公表された「平成31年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」における財務会計論の出題範囲のうち、主として財務諸表全般に関連する部分に基づいて進める予定ですが、それにとどまるものではありません。また各会計基準等の設定の趣旨、背後にある基本的な考え方、あるいはこうした規定が社会に与える影響についても述べていくことにしたいと思います。
後期	2	会計基準Ⅱ		久持 英司	本講義は、平成31年(2019年)1月に公認会計士・監査審査会より公表された「平成31年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」における財務会計論の出題範囲のうち、主として財務諸表における個別の項目に関連する会計基準に関して進めていきますが、それにとどまるものではありません。また各会計基準等の設定の趣旨、背後にある基本的な考え方、あるいはこうした規定が社会に与える影響についても述べていくことにしたいと思います。
後期	2	財務諸表		久持 英司	本講義は、平成31年(2019年)1月に公認会計士・監査審査会より公表された「平成31年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」における財務会計論の出題範囲のうち、主として「概念フレームワーク」に関連する部分に基づいて進める予定ですが、それにとどまるものではありません。また各規定の設定の趣旨、背後にある基本的な考え方、あるいはこうした規定が社会に与える影響についても述べていくことにしたいと思います。

学期	単位	科目名	必修科目	教員名	講義概要
後期	2	上級簿記		久持 英司	本講義は、平成31年(2019年)1月に公認会計士・監査審査会より公表された「平成31年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」における財務会計論の出題範囲のうち、主として計算関係に関連する部分に基づいて進める予定です。また簿記処理能力を高めるためには、さまざまな会計基準の理解が重要になるため、本講義では、簿記処理に必要な会計基準の内容や会計理論に関する考え方についても、可能な限り説明したいと考えています。仕訳等の演習とその解説も行う予定ですが、講義時間は限られておりますので、受講者自身が自主的に時間外に教科書および参考書に掲載されている練習問題を自分で繰り返し解くことが肝要です。本講義では、財務諸表全般に関わる部分を中心に説明をする予定です。
前期	2	中級簿記		久持 英司	本講義は、主として平成30年(2018年)2月に日本商工会議所より公表された「商工会議所簿記検定試験出題区分表(商業簿記・会計学)」における1級に関する部分に基づいて進める予定です。さまざまな取引に関する会計処理について学んでいきますが、とりわけ現代の企業においては、海外の拠点や取引先との外貨による取引、リース契約を利用した取引、デリバティブを活用したヘッジ取引など、さまざまな形態の取引を行っています。そうしたさまざまな取引に関する会計処理の背景にある会計理論についてもあわせて説明をするようにして、会計処理と理論とを関連づけて理解を深めるようにします。ただし、講義時間は限られておりますので、受講者自身が自主的に時間外に教科書および参考書に掲載されている練習問題を自分で繰り返し解くことが肝要です。
前期	2	コーポレートガバナンス		町田 祥弘	本講義は、3つの段階に分けられる。第1の段階は、近年、コーポレート・ガバナンスが重視されるようになった背景、並びに、コーポレート・ガバナンスに関する基礎的な概念や考え方及び制度等を理解することであり、この過程は、講義形式によって実施する。第2の段階では、現在のコーポレート・ガバナンスにおける重要なトピックについて個別論点として取り上げ、日本だけでなく国際的な動向も踏まえてその概要を検討し、続く第3の段階では、コーポレート・ガバナンスに関する具体的な事例等を踏まえて、日本におけるガバナンス上の課題を考察する。これらの第2及び第3の段階においては、一方的な講義形式ではなく、受講生とのディスカッションや自主的な発表も含めた双方向的な講義を実施することとしたい。
前期	2	監査論Ⅰ	○	町田 祥弘	監査論Ⅰ・監査論Ⅱでは、監査に関する基礎的な知識を習得し、他の監査関連諸科目を履修するのに必要な監査の基本的枠組み、監査理論、及び監査プロセスの概要等についての理解を深めることを目的としている。監査論Ⅰでは、監査の意義と目的、監査の歴史と制度、及び監査主体にかかる問題を中心に、講義形式で授業を行う。授業の範囲としては、テキストの理解を前提として、制度については、監査関連諸法令、監査基準及び実務指針の重要な監査規定等をカバーする。
後期	2	監査論Ⅰ	○	町田 祥弘	監査論Ⅰ・監査論Ⅱでは、監査に関する基礎的な知識を習得し、他の監査関連諸科目を履修するのに必要な監査の基本的枠組み、監査理論、及び監査プロセスの概要等についての理解を深めることを目的としている。監査論Ⅰでは、監査の意義と目的、監査の歴史と制度、及び監査主体にかかる問題を中心に、講義形式で授業を行う。授業の範囲としては、テキストの理解を前提として、制度については、監査関連諸法令、監査基準及び実務指針の重要な監査規定等をカバーする。
前期	2	監査論Ⅱ		町田 祥弘	監査論Ⅰ・監査論Ⅱでは、監査に関する基礎的な知識を習得し、他の監査関連諸科目を履修するのに必要な監査の基本的枠組み、監査理論、及び監査プロセスの概要等についての理解を深めることを目的としている。監査論Ⅱでは、監査の主たる領域のうち、監査論Ⅰで取り上げた監査主体に続いて、監査実施及び監査報告の範囲を扱うとともに、会社法における会計監査人監査及び監査役監査等のその他の監査形態について、講義形式で授業を行う。授業の範囲としては、テキストの理解を前提として、制度については、監査関連諸法令、監査基準及び実務指針の重要な監査規定等をカバーするとともに、監査事例もできるだけ取り上げていくこととしたい。
後期	2	監査論Ⅱ		町田 祥弘	監査論Ⅰ・監査論Ⅱでは、監査に関する基礎的な知識を習得し、他の監査関連諸科目を履修するのに必要な監査の基本的枠組み、監査理論、及び監査プロセスの概要等についての理解を深めることを目的としている。監査論Ⅱでは、監査の主たる領域のうち、監査論Ⅰで取り上げた監査主体に続いて、監査実施及び監査報告の範囲を扱うとともに、会社法における会計監査人監査及び監査役監査等のその他の監査形態について、講義形式で授業を行う。授業の範囲としては、テキストの理解を前提として、制度については、監査関連諸法令、監査基準及び実務指針の重要な監査規定等をカバーするとともに、監査事例もできるだけ取り上げていくこととしたい。
前期	2	職業倫理	○	吉田 修己/町田 祥弘	本講義は、職業倫理の基礎概念、職業倫理と財務諸表監査との関係、「理論としての職業倫理」「制度としての職業倫理」そして「実践としての職業倫理」の3つの側面からなる職業倫理の基本的な枠組みについて、国際的にも整合する幅広い視点に立って、この職業倫理上の諸問題に関する最新かつ総合的な理解を深めることが最終的な到達目標となる。
後期	2	職業倫理	○	町田 祥弘/吉田 修己	本講義は、職業倫理の基礎概念、職業倫理と財務諸表監査との関係、「理論としての職業倫理」「制度としての職業倫理」そして「実践としての職業倫理」の3つの側面からなる職業倫理の基本的な枠組みについて、国際的にも整合する幅広い視点に立って、この職業倫理上の諸問題に関する最新かつ総合的な理解を深めることが最終的な到達目標となる。
後期	2	内部統制		町田 祥弘	本講義では、会社法の下での内部統制関連規定とその下での経営者等の役割と責任、並びに、金融商品取引法の下での内部統制報告制度における、経営者による内部統制の評価、監査人による内部統制監査等について、講義形式で授業を行う。そうした制度や手続の理解とともに、本講義では、内部統制の基本的枠組み、内部統制概念の歴史、さらには、内部統制に関連する訴訟等の事例も適宜取り上げていくこととする。また、内部統制の評価プロセスについては、実際の資料を用いた実習も行っていきたい。

学期	単位	科目名	必修科目	教員名	講義概要
前期	2	CSR		牟禮 恵美子	本講義では、初めにCSRの総論的な解説を行う。その後CSR活動の報告であるCSRレポートについて、ガイドラインを紹介するとともに、実際の開示例を紹介することで、CSRの理解を深めていくとともに、会計面との関係について検討する。環境会計については、総論的な解説を行った後、自主的開示としての外部報告環境会計、内部管理で利用する環境管理会計の内容について解説するとともに、環境会計と財務会計との関わりについて取り上げる。最後にCSR会計について説明する。講義では、適宜演習を取り入れ、内容の理解を深めていく。
前期	2	会計士実務		牟禮 恵美子	本講義では、まず社会制度の基盤の一つとして不可欠な監査制度を維持するために、行政当局、日本公認会計士協会、監査事務所によって実施される品質管理の制度の概要について検討するとともに、品質管理上問題となった事例をとりあげ、その課題について検討する。また、監査人が実施するリスク・アプローチに基づく監査業務の内容を演習することで、会計士の実務を実践的に理解する。講義ではディスカッション、演習等を織り交ぜた形をとるため、積極的な講義への参加が望まれる。
後期	2	会計士実務		牟禮 恵美子	本講義では、まず社会制度の基盤の一つとして不可欠な監査制度を維持するために、行政当局、日本公認会計士協会、監査事務所によって実施される品質管理の制度の概要について検討するとともに、品質管理上問題となった事例をとりあげ、その課題について検討する。また、監査人が実施するリスク・アプローチに基づく監査業務の内容を演習することで、会計士の実務を実践的に理解する。講義ではディスカッション、演習等を織り交ぜた形をとるため、積極的な講義への参加が望まれる。
後期	2	監査基準 I		牟禮 恵美子	監査基準とは、一定の監査目的のもとでの監査行為を規制する基本的原則であって、その中には、監査目的、監査人の人的資格、および監査計画・実施・報告に至る一連の行為の判断基準が示されている。公認会計士等の職業的監査人は、監査を行うに当たって、監査基準を遵守することが求められている。監査基準 I では、まず、米国およびわが国における監査基準の成立過程や成立後の展開について述べた上で、監査基準の目的や役割について考察する。次に、監査基準の規範性や公正妥当性を支える理論的基盤について考察し、こうした性質を満たすという観点から、設定主体のあるべき姿について検討する。こうした考察および検討が、より深い監査基準の理解、さらには監査実施や報告の理解に繋がるようにする。続けて、企業会計審議会「監査基準」の「第一 監査の目的」および「第二 一般基準」(品質管理に関する基準を除く)についての解説を行う。
前期	2	監査基準 II		牟禮 恵美子	監査基準とは、一定の監査目的のもとでの監査行為を規制する基本的原則である。職業的監査人が財務諸表の監査を行うに当たっては、財務諸表監査の基準として社会的に認められている基準、日本においては企業会計審議会が公表する「監査基準」等を必ず遵守しなければならないとされる。したがって、公認会計士が財務諸表の監査を行うに当たっては、企業会計審議会の「監査基準」、およびその解釈指針である日本公認会計士協会・監査基準委員会が公表する監査基準委員会報告書の内容を熟知しておくことが不可欠である。監査基準 I で述べた監査基準の目的・役割等および「一般基準」に関する知識を基礎に、監査基準 II では、企業会計審議会の「監査基準」の「実施基準」部分についての解説を、関連の監査基準委員会報告書等の記述を必要に応じて取り入れつつ、行う。なお、「報告基準」「監査に関する品質管理基準」等は、監査基準 III で取り扱う。
後期	2	監査事例研究 I		牟禮 恵美子	本講義では、テーマに応じた事例を取り上げ、論点を概説したうえで、演習やディスカッションを行うことで実践的な判断力を身につけていく。講義では、粉飾事例などをもとに、監査上の視点のみならず、会計上の視点など多面的に検討し、これまでの知識を包括的、実践的に理解する力を身に付けることをめざす。講義は演習とディスカッションを中心に行うため、積極的な講義への参加が望まれる。また、最後に粉飾事例について検討した事例の発表をしてもらう。
前期	2	監査論 I	○	牟禮 恵美子	監査論 I・監査論 II では、監査に関する基礎的な知識を習得し、他の監査関連諸科目を履修するのに必要な監査の基本的枠組み、監査理論、及び監査プロセスの概要等についての理解を深めることを目的としている。監査論 I では、監査の意義と目的、監査の歴史と制度、及び監査主体にかかる問題を中心に、講義形式で授業を行う。授業の範囲としては、テキストの理解を前提として、制度については、監査関連諸法令、監査基準及び実務指針の重要な監査規定等をカバーする。
後期	2	管理会計 I	○	山口 直也	現代の管理会計は、業績管理会計、コスト・マネジメント及び、それ以外の管理目的のための会計情報の利用とに区分できる。「管理会計 I」では、業績管理会計を取り上げ、組織目的に沿った活動目標の設定、活動成果の測定、業績評価への会計情報の利用などの課題について講義する。現代企業の組織管理は予算システムを基盤に行われていることから、講義の前半では、予算管理の基本的な考え方、事業部制などのプロフィットセンターに予算管理を適用する際に必要な社内振替価格や共通費の配分方法などの基礎知識について講義する。講義の後半では、バランス・スコアカードなどの、戦略マネジメントへの管理会計の適用について講義する。
前期	2	管理会計 II	○	山口 直也	現代の管理会計は、業績管理会計、コスト・マネジメント及び、それ以外の管理目的のための会計情報の利用とに区分できる。「管理会計 II」では、コスト・マネジメントを取り上げ、種々の経営管理問題にコスト情報を利用する手法について講義する。コスト情報を利用した経営管理技法を総称して、原価管理(コスト・コントロール)またはコスト・マネジメントと呼ぶ。伝統的な原価管理は、原価計算情報を利用して業務プロセスの管理を行うものであり、標準原価計算や部門別費用予算が中心的な技法として用いられてきた。これに対し、現代のコスト・マネジメントは、各種コスト分析技法に基づく原価情報を利用して製品やサービスを提供するコストそのものを低減するものであり、原価企画、活動基準原価管理、ライフサイクル・コスト、品質コスト・マネジメントなどの技法が用いられる。「管理会計 II」では、伝統的な原価管理と現代のコスト・マネジメントについて、代表的な技法を取り上げて講義する。

学期	単位	科目名	必修科目	教員名	講義概要
前期	2	管理会計事例研究Ⅱ		山口 直也	現代の管理会計は、業績管理会計、コスト・マネジメント及び、それ以外の管理目的のための会計情報の利用とに区分できる。「管理会計事例研究Ⅱ」は、企業における実践事例の考察を通じて、コスト・マネジメントについての理解を深めることを目的としている。「管理会計Ⅱ」では、伝統的な原価管理技法と現代における代表的なコスト・マネジメント技法について講義を行っている。これに対し、本講義では、「管理会計Ⅱ」の学習内容を前提としつつ、業種や対象となるコストに応じたコスト・マネジメントについてより深く学習するとともに、「管理会計Ⅱ」では取り上げていない概念や技法を活用したコスト・マネジメントについても学習する。
前期	2	財務管理Ⅰ（資本市場と資本コスト）		山口 直也	企業は、株主や債権者といった資金提供者から必要資金を調達し、事業活動を行っている。企業が必要資金を安定的に調達し、事業規模を維持・拡大していくためには、資金提供者に対し、彼らが求める期待利益を継続的に還元することができなければならない。ここでいう、資金提供者が求める期待利益は、資金を調達する企業にとっては株主資本や負債資本を調達するのに必要なコストであるため、これを資本コストという。そして、企業が存続・発展していくためには、資本コストを上回る利益を獲得し続けなければならないため、資本コストが企業にとって獲得すべき利益率の最低限のハードルとなる。そのため、資本コストのことをハードル・レートともいう。「財務管理Ⅰ（資本市場と資本コスト）」では、企業が必要資金を調達するためにアクセスする資本市場の特徴、各種資金調達手段の特徴と資金調達手段に応じた資本コスト、企業全体としての資本コスト、資本コストを加味した企業価値・株主価値の評価指標や業績評価指標について講義する。
後期	2	財務管理Ⅰ（資本市場と資本コスト）		山口 直也	企業は、株主や債権者といった資金提供者から必要資金を調達し、事業活動を行っている。企業が必要資金を安定的に調達し、事業規模を維持・拡大していくためには、資金提供者に対し、彼らが求める期待利益を継続的に還元することができなければならない。ここでいう、資金提供者が求める期待利益は、資金を調達する企業にとっては株主資本や負債資本を調達するのに必要なコストであるため、これを資本コストという。そして、企業が存続・発展していくためには、資本コストを上回る利益を獲得し続けなければならないため、資本コストが企業にとって獲得すべき利益率の最低限のハードルとなる。そのため、資本コストのことをハードル・レートともいう。「財務管理Ⅰ（資本市場と資本コスト）」では、企業が必要資金を調達するためにアクセスする資本市場の特徴、各種資金調達手段の特徴と資金調達手段に応じた資本コスト、企業全体としての資本コスト、資本コストを加味した企業価値・株主価値の評価指標や業績評価指標について講義する。
前期	2	財務分析Ⅰ		山口 直也	財務諸表の数字を観察することによって、分析企業の経営特性や経営の変化を読み取ることを財務分析（あるいは財務諸表分析）という。「財務分析Ⅰ」では、伝統的な基本財務諸表である貸借対照表と損益計算書に加え、連結キャッシュ・フロー計算書やセグメント情報も取り上げ、これら財務諸表に基づく財務分析の視点と、これら財務諸表の数値を用いた基本的な分析（収益性分析・安全性分析・効率性・生産性分析）について、講義と演習を通じて学習する。
後期	2	財務分析Ⅰ		山口 直也	財務諸表の数字を観察することによって、分析企業の経営特性や経営の変化を読み取ることを財務分析（あるいは財務諸表分析）という。「財務分析Ⅰ」では、伝統的な基本財務諸表である貸借対照表と損益計算書に加え、連結キャッシュ・フロー計算書やセグメント情報も取り上げ、これら財務諸表に基づく財務分析の視点と、これら財務諸表の数値を用いた基本的な分析（収益性分析・安全性分析・効率性・生産性分析）について、講義と演習を通じて学習する。
後期	2	上級原価計算		山口 直也	原価計算はその目的から、財務諸表を作成するために実施される原価計算（財務会計目的の原価計算）と、経営管理に有用なコスト・データを提供するために実施される原価計算（経営管理目的の原価計算）とに大別される。「上級原価計算」では、経営管理目的の原価計算を取り上げて学習する。具体的には、標準原価計算、直接原価計算とスルーアウト会計、活動基準原価計算（ABC: Activity-Based Costing）、差額原価収益分析、物理的制約がある場合のスルーアウト会計の活用及び、マテリアル・フロー・コスト会計（MFCA: Material Flow Cost Accounting）について学習する。
後期	2	会計制度		吉田 修己	本講義では会計実務に携わる者が理解しておくべき会社法に基づく、会社の決算及び開示にかかる制度、及び主要な会計処理方針等を学習する。また会計不祥事等が会計処理基準や開示制度及び各種の規制に与えたインパクトを理解し、現在の会計制度に至った経緯や背景を解説する。なお授業の進捗状況または受講生の理解の程度により、必要に応じて講義内容を変更することがある。
前期	2	職業倫理	○	吉田 修己/町田 祥弘	本講義は、職業倫理の基礎概念、職業倫理と財務諸表監査との関係、「理論としての職業倫理」「制度としての職業倫理」そして「実践としての職業倫理」の3つの側面からなる職業倫理の基本的な枠組みについて、国際的にも整合する幅広い視点に立って、この職業倫理上の諸問題に関する最新かつ総合的な理解を深めることが最終的な到達目標となる。
後期	2	職業倫理	○	町田 祥弘/吉田 修己	本講義は、職業倫理の基礎概念、職業倫理と財務諸表監査との関係、「理論としての職業倫理」「制度としての職業倫理」そして「実践としての職業倫理」の3つの側面からなる職業倫理の基本的な枠組みについて、国際的にも整合する幅広い視点に立って、この職業倫理上の諸問題に関する最新かつ総合的な理解を深めることが最終的な到達目標となる。

上記に掲載がない一部科目については、2017年度版のシラバスを講義内容検索システム (<http://syllabus.aoyama.ac.jp/>) より参照してください。